

### 広島県公安委員会告示第 33 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 5 月 1 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
7P1952	平成 30 年 3 月 20 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR おそ松さん BT-N	株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇 (東京都中央区銀座三丁目 10 番 1 号)	左同
7S1524	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	回胴式遊 技機	パチスロハナンチ ュ/SA	株式会社スパイキー 代表取締役 別所 直鋼 (東京都渋谷区南平台町 16 番 11 号)	左同
8P0082	平成 30 年 4 月 11 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR あしたのジョー FC	サミー株式会社 代表取締役 里見 治紀 (東京都豊島区東池袋三丁 目 1 番 1 号サンシャイン 60)	左同